

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		体育館の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市体育館条例・同施行規則
条 項		条例第6条、第7条、規則第3条
所 管 部 課		スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課 (電話：048-829-1729)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>以下のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 体育館の管理上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的に反するとき。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成22年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成22年4月1日最終改正
備 考		